

社会福祉法人桑折町社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人桑折町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第25条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事、監事をいう。

(報酬)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて報酬を支給する。ただし、常務理事が事務局長を兼ねるときは、その職における給与及び旅費等を支給するものとし、これを支給しない。

2 役員等に対する報酬等の額は、次のとおりとする。

- (1) 会長たる常勤理事 月額 200,000 円
- (2) 会長たる非常勤理事 月額 120,000 円
- (3) 常務理事 月額 200,000 円

3 前項に規定する役員等を除く非常勤理事及び監事が、その職務のため、理事会及びその他の会議等に出席したときは、報酬として日額5,000円を支給する。

(費用弁償及び旅費)

第4条 前条第2項に規定する役員等が、その職務のために出張したときは、社会福祉法人桑折町社会福祉協議会旅費規則（以下、「旅費規則」という。）に基づき、旅費を支給する。

2 同項に規定する役員等を除く非常勤理事及び監事が、その職務のため、理事会及びその他の会議等に出席したときは、費用弁償として、日額3,000円を支給する。

3 同項に規定する役員等を除く非常勤理事及び監事が、その職務のため、遠隔地において開催される会議等に赴く場合、その出席のために必要な交通費の実費が、前項に規定する費用弁償額を超える場合には、旅費規則に基づき、旅費を支給する。この場合、前項の費用弁償は行わない。

(報酬等の支給方法)

第5条 第3条第2項に規定する役員等に対する報酬の支給時期は、毎月21日とする。ただし、その日が休日にあたるときは、社会福祉法人桑折町社会福祉協議会給与規則第3条に準じた日とする。

2 同項に規定する役員等を除く非常勤理事及び監事に対する報酬等は、その職務のため、理事会その他の会議等に出席した都度とする。

3 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 この規程の施行と同時に社会福祉法人桑折町社会福祉協議会会長報酬に関する規程及び社会福祉法人桑折町社会福祉協議会役員等費用弁償規程は廃止する。